

株式会社クラッソーネと 空き家の除却及び利活用の促進に係る連携協定を締結しました —大阪府内初の「すまいの終活ナビ」を導入します—

堺市と株式会社クラッソーネは、「空き家の除却及び利活用の促進に係る連携協定」を締結しました。

本市では、「堺市空家等対策計画」（令和4年6月改定）に基づき、専門家や民間事業者のノウハウの積極的な活用を図ることにより、協働による総合的・効果的な空き家対策を推進しています。

本協定は、市内の空き家解消に寄与することを目的とし、同社が開発した「すまいの終活ナビ」を市内の空き家所有者等にご活用いただくことにより、空き家の除却や利活用の検討を後押しする効果が見込まれます。

1 協定締結日

令和5年1月18日（水）

2 協定に基づく主な取組内容

- ・市内の空き家の除却及び利活用の促進のため、株式会社クラッソーネのサービスやノウハウを堺市へ提供
- ・市内の空き家の所有者等からの相談に対応する際の「すまいの終活ナビ」の積極的な活用
- ・市内の空き家の所有者等に対する「すまいの終活ナビ」の周知
- ・市内の空き家の除却及び利活用の促進に向けた市内事業者との積極的な連携

3 締結先



名 称 株式会社クラッソーネ

本 社 愛知県名古屋市中村区名駅5丁目7番30号名駅東ビル4F

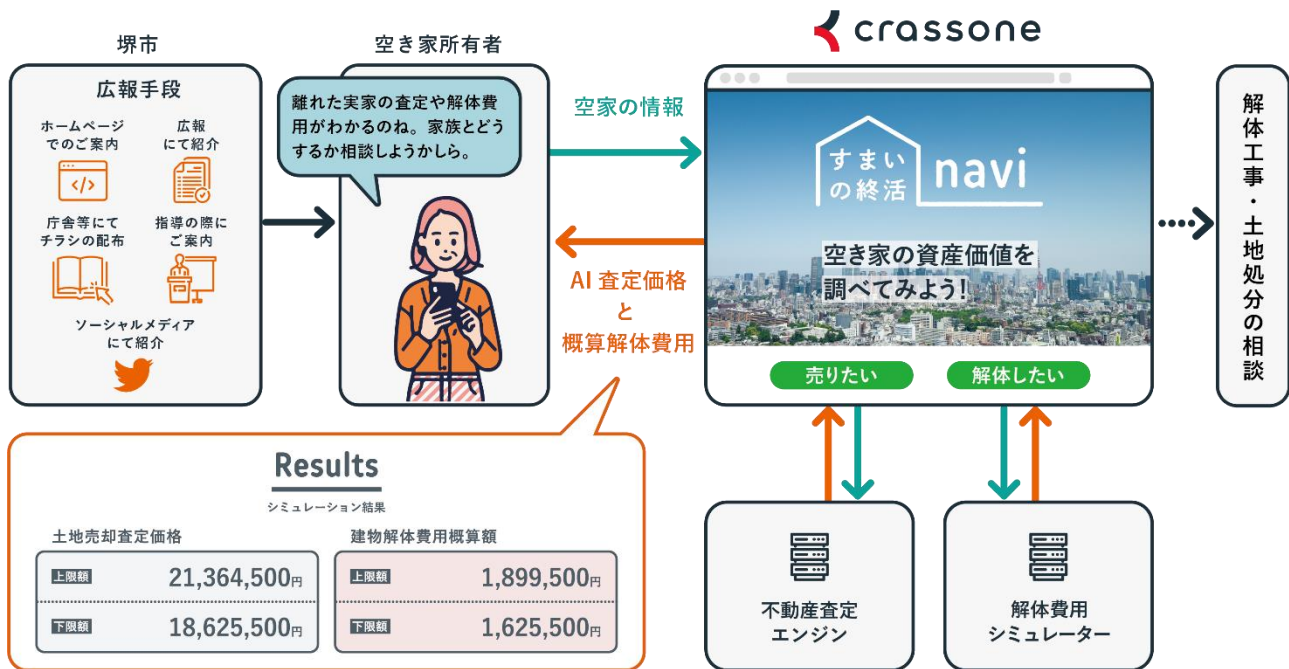
代 表 者 代表取締役 川口 哲平

事業内容 建物の解体工事の専門業者と施主をマッチングする一括見積 Web サービス「クラッソーネ」を運営

4 「すまいの終活ナビ」について

スマートフォン等から土地建物の面積や最寄り駅、接する道の幅などの条件を入力することで、「解体費用」と解体後の「土地の売却価格」の概算額を手軽に無料で把握することができ、「解体費用がどれくらい分からない」といった情報不足の解消や、解体後の土地売却の見通しが立たないために空き家の解体に踏み切れない所有者の意思決定を後押しします。算出にあたっては、市内の解体相場や市場価格などの地域性が反映されています。

図：「堺市版 すまいの終活ナビ」の利用イメージ



●「堺市版 すまいの終活ナビ」URL

<https://www.crassone.jp/simulator/navi/osaka/sakaishi>



「堺市版 すまいの終活ナビ」
二次元コード

「すまいの終活ナビ」は、堺市ホームページ等を通じて空き家の所有者等へご案内します。「すまいの終活ナビ」を利用して概算額を把握した後、具体的な見積もりを希望する場合には、一括見積 Web サービス「クラッソーネ」により工事会社の紹介を受けることもできます。また、「すまいの終活ナビ」を活用した空き家対策事業は、令和 4 年度の国土交通省「住宅市場を活用した空き家対策モデル事業」に採択されています。

問い合わせ先	担当 課：建築都市局 住宅部 住宅まちづくり課 電 話：072-228-8215 ファックス：072-228-8034
--------	---

空き家の除却及び利活用の促進に係る連携協定書

堺市（以下「甲」という。）と株式会社クラッソーネ（以下「乙」という。）は、次のとおり空き家の除却及び利活用の促進に係る連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが持つ資源や特長を活かしながら、空き家の除却及び空き家の利活用の促進に向けて連携協力を図り、もって空き家の解消に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項（以下「連携協力事項」という。）について、連携し協力するものとする。

- （1） 乙は、甲が実施する空き家の除却及び利活用の促進に係る各種施策に関して、乙が持つサービスやノウハウを提供すること
- （2） 甲は、空き家の所有者等からの相談に対応する際に乙が運用するシステムやホームページ（以下、「システム等」という。）を積極的に活用すること
- （3） 甲及び乙は、空き家の所有者等及び市内事業者乙が運用するシステム等について周知を図ること
- （4） 乙は、空き家の除却及び利活用の促進に向けて市内事業者との積極的な連携に努めること
- （5） その他前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められること

2 連携協力事項を効果的に実施するため、甲及び乙は、定期的に協議を行い、連携協力事項の効果検証を行うものとする。

（秘密情報）

第3条 甲及び乙は、連携協力事項の実施のため、技術上、営業上その他一切の情報（以下「秘密情報」という。）を相手方に提供する場合は、当該情報が秘密情報である旨を明示して、提供するものとする。

（秘密保持義務）

第4条 甲及び乙は、秘密情報を善良なる管理者の注意をもって秘密に保持し、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示又は提供しないものとする。

（目的外使用の禁止）

第5条 甲及び乙は、秘密情報を連携協力事項の遂行以外の目的に使用しないものとする。

（複写・複製）

第6条 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、連携協力事項の遂行のために必要最小限の範囲を超えて、秘密情報の複写、複製等を行ってはならない。

(秘密情報の管理)

第7条 甲及び乙は、秘密情報を取り扱うにあたり、秘密情報に対する不正アクセスまたは秘密情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等のリスクに対し、必要かつ適切な安全対策を講ずるものとする。

(事故)

第8条 甲及び乙は、秘密情報の漏洩を覚知したとき、又は漏洩の恐れが生じたときは、直ちに応急措置を講じるとともに、速やかにその旨を相手方に報告してその取扱いを協議しなければならない。

(解除)

第9条 甲又は乙は、相手方がこの協定の規定に違反し、相当の期間を定めて是正を催告したにも関わらず、これを是正しないときは、書面による通知をもって、この協定の全部又は一部を解除することができるものとする。

(有効期限)

第10条 本協定の有効期限は、協定の締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の2月前までに甲又は乙から書面による終了の申し出がないときは、更に1年延長されたものとみなし、以後この例による。

2 前項の規定にかかわらず、第4条から第8条までの規定は、本協定終了後も有効に存続するものとする。

(適用)

第11条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、両者の合意により、別に定めるものとする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、変更につき協議する。

本協定の締結の証として本書2通を作成し、甲乙各自記名押印の上、各自その1通を保管するものとする。

令和5年1月18日

甲 堺市堺区南瓦町3番1号
堺市
堺市長 永藤 英機

乙 愛知県名古屋市中村区名駅5-7-30 名駅東ビル4F
株式会社クラッソーネ
代表取締役 川口 哲平